

船舶事故調査報告書

令和7年9月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 伊 藤 裕 康（部会長）

委 員 上 野 道 雄

委 員 高 橋 明 子

事故種類	衝突
発生日時	令和6年10月18日 16時10分頃
発生場所	熊本県天草市天草港赤崎港区北西方沖 天草港赤崎防波堤灯台から真方位302° 2.8海里（M）付近 (概位 北緯32° 32.6' 東経130° 16.3')
事故の概要	漁船 正福丸は、北北西進中、また、プレジャーボート リンクは、船首を北東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 リンクは、同乗者が負傷し、右舷船尾部外板の亀裂等を生じ、また、正福丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和6年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	<p>A 漁船 正福丸、4.8トン KM3-53654（漁船登録番号）、個人所有 11.81m (Lr) × 2.71m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、276.0kW、平成3年1月21日 第290-38022号（船舶検査済票の番号）</p> <p>B プレジャーボート リンク、2.0トン KM3-51166（漁船登録番号）、個人所有 8.42m (Lr) × 2.32m × 0.66m、FRP ディーゼル機関、132.3kW、昭和63年6月1日 第293-39811号（船舶検査済票の番号）</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定免許登録日 昭和50年5月20日 免許証交付日 令和5年11月15日 (令和11年10月11日まで有効)</p> <p>B 船長B 48歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年10月11日 免許証交付日 令和3年9月21日 (令和8年10月11日まで有効)</p>

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂及び破口、オーニング（日よけ・雨よけ用のシート）支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 東流約0.5～1.0ノット(kn)
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和6年10月18日15時00分頃に熊本県三角港 <small>みすみ</small> を出航した。（写真1参照）



写真1 A船

船長Aは、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、約18knの速力（対地速力、以下同じ。）でA船を南南西進させ始めた。

船長Aは、A船が約18knの速力で航行すると、船首浮上による死角が生じるので、同死角を解消する目的で、前部甲板でリモコンによる遠隔操縦装置により操船に当たっていた。（写真2参照）



写真2 A船の前部甲板

船長Aは、天草港赤崎港区西南西方沖1.3M付近の漁場に到着した後、一本釣り漁を開始したものの、釣果がなく、魚群探知機に魚影の反応もなかったので、同港区北西方沖3M付近の漁場に移動することとした。

船長Aは、天草港赤崎港区西南西方沖の漁場に向けて前部甲板で操船を行っていた際、波しうきがかかって濡れたので、操舵室に移動した後、同室右舷側の椅子に腰を掛け手動操舵で操船に当たり、A船を北北西進させ始めた。

船長Aは、A船が北北西進を開始した直後、船首浮上による死角が生じていない状態で、目視で船首方を一見し、他船を認めなかつたので、前路に他船はいないと思った。

A船は、徐々に增速して約18knの速力に達し、船首浮上による死角が生じる状況となつた。

船長Aは、前記のとおり前路に他船はいないと思っていたので、船首を左右に振ったり、立ち上がって操舵室上部の窓から前方を確認したりするなど船首浮上による死角を解消する見張りを行わなかつた。そして、椅子に腰を掛けたまま、前方を見ることなく、GPSプロッターの画面で自船の位置を確認し、漁場に近づいていたので、魚群探知機の画面で魚影の反応を見ながら、同じ針路及び速力で操船を続けた。(写真3参照)



写真3 船長Aの操船姿勢（再現）

船長Aは、前路で漂泊中のB船に気付かないまま、16時10分頃
A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。

(図1 参照)

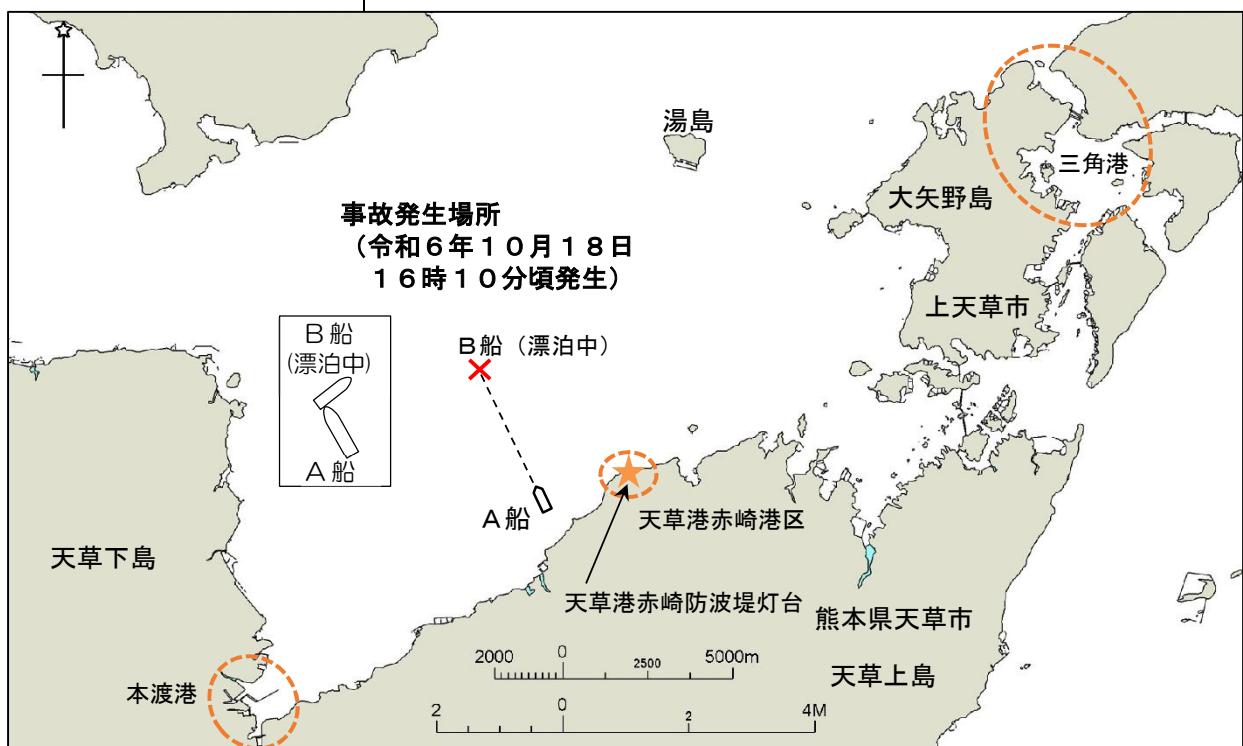


図1 事故発生経過概略図

船長Aは、直ちに機関を中立とした後、周囲を見渡し、B船と海面
に浮いていたB船の同乗者を認めてB船と衝突したことを知った。
船長Aは、A船をB船に接舷させ、船長Bと協力してB船の同乗者

を救助した後、B船の損傷及びB船の同乗者の負傷状況を確認した。
船長Aは、A船を操船して三角港に帰航した後、A船にほとんど損傷がないことを確認した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、11時00分頃に天草市本渡港^{ほんと}を出航した。(写真4参照)



写真4 B船

B船は、11時40分頃に天草港赤崎港区北西方沖2.8M付近の釣り場に到着し、機関を停止して流し釣りを開始した。

船長Bは、その後、時々周囲を見ながら、潮流により西方に流されると漂泊開始場所まで潮上りすることを繰り返していた。

船長Bは、釣果の少ない状況が続いていた中、潮の流れが西流から東流に変わって魚が釣れやすくなる時間帯となり、東方に流されながら釣りを続けていたところ、同乗者が魚を釣ったのを認めたので、これから魚が釣れ始めると思った。

船長Bは、漂泊開始場所まで潮上りした後、目視で周囲を一見し、他船を認めなかった。そして、船首を北東方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

船長Bは、後部甲板中央部で右舷方を向いてクーラーボックスに座り、右舷側に竿^{さお}を出し、また、同乗者は、前部甲板左舷側で左舷方を向いて左舷側に竿を出し、共に釣りを始めた。(写真5参照)



写真5 船長Bの釣りの姿勢（再現）

船長Bは、ふだん航行中の船舶が接近してきても漂泊中のB船を避けており、航行中の船舶がいれば漂泊中のB船を避けると思いつつ、釣果が期待できたので、周囲を確認することなく、視線を下方に向けて竿の動きを見たり、リールを回したりしながら釣りを続けた。

船長Bは、ふと顔を上げたところ、右舷方至近にB船に向かって接近するA船の船首部を認めた。

船長Bは、衝突の危険を感じ、片手を振って大声で叫んだものの、A船が避航する様子がなく更に接近するので、衝突は避けられないと思い、立ち上がって操縦区画右舷側に避難した。

B船は、その後、船長Bが操縦区画につかまるとともに、A船の接近に気付いた同乗者が前部甲板左舷側の船縁につかまっていたところ、右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。

B船は、右舷船尾部がA船に突き上げられて左舷方に押され、船体が左舷側に大きく傾き、同乗者が海に投げ出された。

船長Bは、A船がB船から離れてB船の左舷側への傾きが戻り、船上に同乗者がいないことに気付いて周囲を見渡したところ、泳いでB船に近寄ってくる同乗者を認めた。

船長Bは、船長Aと協力して同乗者を救助した後、118番通報し、B船を操船して本渡港に帰航した。

同乗者は、後日、病院を受診し、右膝関節打撲傷と診断された。

その他の事項

- (1) レーダー装備に関する情報
A船及びB船には、共にレーダーが装備されていなかった。
- (2) 救命胴衣着用に関する情報
船長A、船長B及びB船の同乗者は、いずれも救命胴衣を着用していた。
- (3) B船の音響信号器具に関する情報

	B船の操舵区画には、笛が置かれていた。
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A あり、B なし</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析 A船は、天草港赤崎港区北西方沖において、漁場に向けて北北西進中、船長Aが前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aが前路で漂泊中のB船に気付かなかったのは、前路に他船はないと思い込み、船首浮上による死角が生じている中、魚群探知機の画面を見ることに意識を向け、前方の見張りを行っていなかつたことによるものと考えられる。 船長Aが前路に他船はないと思い込んでいたのは、本船が北北西進を開始直後、船首浮上による死角が生じていない状態で、目視により前方を一見し、前路に他船を認めなかつたことによるものと考えられる。 船長Aが魚群探知機の画面を見ることに意識を向けていたのは、本事故前、漁場に近づいていたことによるものと考えられる。 船長Aは、操船中、船首浮上による死角が生じることを認識していたことから、時々、船首を左右に振るなどして船首浮上による死角を解消する必要があったものと考えられる。</p> <p>B船は、天草港赤崎港区北西方沖において、船首を北東方にに向けて漂泊中、船長Bが、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、手を振って大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bが右舷方から接近するA船に気付くのが遅れたのは、航行中の船舶がいれば漂泊中のB船を避けると思いつつ、釣りに夢中になり、周囲の見張りを行っていなかつたことによるものと考えられる。</p> <p>船長Bが航行中の船舶がいれば漂泊中のB船を避けると思っていたのは、ふだん航行中の船舶が接近してきても漂泊中のB船を避けていたことによるものと考えられる。</p> <p>船長Bが釣りに夢中になっていたのは、釣果の少ない状況が続いていた中、潮の流れが変わって魚が釣れやすくなる時間帯となり、同乗者が魚を釣り、釣果が期待できたことによるものと考えられる。</p>
原因	本事故は、天草港赤崎港区北西方沖において、A船が漁場に向けて北北西進中、B船が船首を北東方にに向けて漂泊中、船長Aが、魚群探知機の画面を見ることに意識を向け、前方の見張りを行っていなかつたため、B船に気付かず、また、船長Bが、他船が自船を避けると思って釣りに夢中になり、周囲の見張りを行っていなかつたため、A船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・船長は、操船中、魚群探知機の画面など特定の方向だけに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。・船長は、操船中、船首浮上による死角を生じる場合、時々、船首を左右に振ったり、操船位置を移動して周囲の状況を確認したりするなどして船首浮上による死角解消を図ること。・小型船舶の船長は、漂泊中であっても、他船が自船を避けると思わず、接近する他船を早期に発見できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行い、余裕のある時機に衝突回避動作を探ること。
--	---